

## 印刷製本請負契約約款

令和5年4月1日

(総則)

- 第1条 契約担当者（以下「発注者」という。）と請負者（以下「受注者」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別添の原稿、写真、イラスト等及びこの契約に係る質問回答書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約書の記載事項（仕様書を含む。）に従って、履行を完了し、目的物を発注者に引渡すものとし、発注者は、その代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行を完了するために必要な一切の手段については、この約款及び仕様書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責において定める。
- 4 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 この契約の履行に係る経費は、仕様書に特別な定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

(秘密の保持等)

- 第2条 受注者は、この契約の履行にあたり個人情報を取扱う場合は、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 受注者は、発注者の承諾なく、目的物（未完成の目的物及びこの契約の履行により得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

(契約の保証)

- 第3条 発注者が求めたときは、受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社等の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第28条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に関する業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(下請負者の通知)

第6条 受注者は、この契約の履行に関する業務の一部を下請負に付した場合は発注者に対して、下請負人の氏名その他必要な事項を記載した下請負届を提出しなければならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の履行に関して著しく不相当と認められる下請負人があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(原稿等の貸与及び返還)

第8条 受注者は、発注者から原稿、写真、イラストその他の貸与品(以下「貸与品等」という。)の引渡しを受けたときは、遅滞なく、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めたときは省略することができる。

2 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

3 受注者は、当該工程の完了後、速やかに貸与品等を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、故意又は過失により貸与品等を滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不能となったときは、発注者の指定した期間内に損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

第9条 受注者は、この契約の履行にあたり次のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、この契約に係る質問回答書が一致しないこと

(2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること

(3) 仕様書で明示されていない契約条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第一号又は第二号に該当し仕様書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。

(2) 第1項第三号に該当し仕様書を変更する場合で目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。

(3) 第1項第三号に該当し仕様書を変更する場合で目的物の変更を伴わないものは、発注者及び受注者が協議して行う。

4 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書の変更)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行の中止)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、中止内容を受注者に通知して、この契約の履行に関する業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第12条 受注者は、天災等その他受注者の責に帰することのできない理由により履行期間内にこの契約の履行を完了させることができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮)

第13条 発注者は、特別な理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間及び請負代金額の変更方法)

第14条 履行期間の変更については、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日（発注者が受注者の意見を聴いて定める。）から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 受注者は、発注者の指定した期間内に印刷製本請負変更契約書を提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第15条 受注者は、この契約の履行を完了し、目的物を引渡そうとするときは、直ちに発注者に対して、検査の請求をしなければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から起算して10日以内に、発注者の指定する検査職員（以下「検査員」という。）により、受注者の立会いの上、目的物の完成及び引渡しを確認するための検査を完了しなければならない。

3 検査員は、必要があると認められるときは、目的物を分解若しくは試験をして検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

4 この契約における目的物の引渡しは、特に定めがあるものを除き、第2項の検査の合格をもって、これを完了とする。

5 受注者は、目的物が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに不良品の取替えその他必要な措置を講じ検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、良品への取替え等の完了をもって目的物の完成及び引渡しとみなして前各項の規定を準用する。

6 受注者は、目的物を引渡そうとするときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(納入)

第16条 発注者は、受注者に対して、完成した目的物を分割して引渡す（「分割納入」という。以下同じ。）ことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定により分割納入するときは、前条第2項の検査の合格をもって、これを完了とする。

(請負代金の支払)

第17条 受注者は、第15条第2項の検査に合格したときは、書面により請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき理由により前条第1項の規定による期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査をした日まで

の期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第18条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行を追完することができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて追加を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額をすることができる。

- （1） 履行の追完が不能であるとき。
- （2） 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （3） 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第19条 発注者は、業務が完了するまでの間、次条及び第21条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない

- （1） 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- （2） 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- （3） 正当な理由なく、第18条第1項の履行の追完がなされないとき。
- （4） 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1） 第4条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- （2） この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- （3） 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （4） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- （5） 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- （6） 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- （7） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号規定する暴力団をいう。以下この条

において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約に関する債権を譲渡したとき。

- (8) 第23条又は第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ)が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ)が暴力団又は暴力団員であると認められたとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請負契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約したと認められるとき。
- ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請負契約その他の契約の相手方とした場合(ヘに該当するものを除く。)に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (11) 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。
- イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。
- ロ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。
- ハ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による場合の解除権)

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第24条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により仕様書を変更したため請負代金額が2分の1以上減少したとき。
- (2) 第11条の規定による工事の施工の中止期間が3月以上に及ぶとき又は履行期間の3分の2以上に及ぶとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第23条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解

除をすることができない。

(解除の効果)

第26条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が履行の完了前に解除された場合において、受注者が既に履行を完了した部分の引渡しを受けなければならないと認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下この条及び次条において「既履行部分請負代金額」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第27条 受注者は、この契約が履行の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第20条又は第21条の規定によるときは発注者が定め、第23条又は第24条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納期までに成果物を納入することができないとき。
  - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第20条又は第21条の規定により、履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
    - (1) 第20条又は第21条の規定により履行の完了前に契約が解除されたとき。
    - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
  - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
    - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
    - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
    - (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、民事更生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
  - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
  - 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から既履行部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定す

る財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。）の利息を付した額とする。

- 6 第2項の場合（第21条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 第2項の場合において、第21条第7号及び第9号の規定によりこの契約が解除され、かつ、第3条第1項第1号又は第2号の規定により契約保証金又はこれに代わる担保となる有価証券等の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保となる有価証券等をもって違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第29条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第17条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第30条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第15条第4項又は第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合であることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（公正入札違約金）

第31条 受注者は、第21条第11号イからハまでのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、こ

の契約による業務委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。履行が完了した後も同様とする

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。)の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。)の延滞金を徴収する。

(補則)

第33条 この契約に定めない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。



別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 受注者は、この契約の履行にあたり個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、この契約の履行により受注者が保有することとなる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約の履行により知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約の履行に係る業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報に関する必要な事項を周知しなければならない。

3 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(複写等の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。）を複写し、若しくは複製し、又は加工してはならない。

(収集制限)

第6条 受注者は、個人情報の収集にあたっては、法に定めるところにより、これを行わなければならない。

(利用制限)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約の目的以外のために個人情報を受注者の内部において利用してはならない。

(提供制限)

第8条 受注者は、この契約の履行に係る個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、受注者が発注者の承諾を得てこの契約の履行に関する業務の一部を第三者（以下「再受託者」という。）に委任し、又は請負わせる場合であって、あらかじめ、発注者の書面による当該提供の承諾を得ているときは、この限りでない。

第9条 受注者は、前項の規定により、個人情報を再受託者に提供するときは、個人情報の適正な取扱いに係る必要な措置について、当該受託者と書面により約定しなければならない。

第10条 受注者は、前項の規定により行う約定において、再受託者が個人情報を他の者に取扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(事故報告)

第11条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(履行期間後の措置)

第12条 受注者は、この契約の履行にあたり発注者から引渡しを受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報については、この契約の終了後、直ちに発注者に返還し、又は引渡すものとする。ただし、返還不能な個人情報については、他に漏えいすることのないよう確実に廃棄しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反し、又は受注者の個人情報の取扱いが不当であると認められるときは、この契約を解除し、又は発注者に生じた損害を受注者に請求することができる。

(その他)

第14条 受注者は、前第1から第13に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。